高知県木材加工流通施設整備事業事務取扱要領（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 高知県木材加工流通施設整備事業事務取扱要領  第１　（略）  第２　事業計画の作成  　１　（略）  ２　事業計画書  　(1)　事業計画書  　　　①～④　（略）  　　　⑤木材安定取引協定等に係る資料（②の資料に追加）  　　　　　安定的な地域材利用を目的とした、木材安定取引協定等の写しを添付するものとする。  　　　　　なお、木材安定取引協定等を締結する際は、次の点に留意するものとする。  　　　　ア　事業主体（プレカット事業者、運送事業者等を除く。）は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成８年法律第 47 号）の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね５年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。ただし、林業事業体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合等にあっては、この限りでない。  イ　プレカット事業者、運送事業者等においては、地域材の利用増大のため、安定的・効率的な木材製品の生産や原木輸送を目的とするものとし、川中の製材事業者等との合意形成に努めるものとする。ただし、プレカット事業者等が自ら製材加工業を行う場合等は、アで定める規定を適用する。  　　(2)～(3)　（略）  　３～４　（略）  　５　情報提供について  　　　　知事は、事業費が５億円以上の新設の事業については、地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供できるものとする。  第３～第５　（略）  第６　利用効果  　１　達成状況調査報告  　　　補助事業者の長は、事業完了後において次により当該計画の達成状況を調査し、その結果を所長に報告するものとし、報告を受けた所長は、所定の様式により当該結果の分析・評価を行うとともに事業の課題及び今後の対応等を整理して、各調査年度の翌年度の５月末日までに知事に報告するものとする。  　　(1)　定期報告  補助事業者の長は、事業を実施した年度から目標年度（事業実施年度の翌年度から３年目）における計画の達成状況を調査し、各調査年度の翌年度の５月末日までに達成状況調査報告書（別記第12号様式）により、その結果を所長に報告するものとする。  　　　　また、収支を伴う施設については、当該施設の運営が開始された年度の実績から、別記第12号様式の(3) による報告も行うものとする。  　　(2)　（略）  　２～３　（略）  　４　施設等の利用や経営の改善  　　（1)　事業主体の利用効果の達成  　　　　事業主体の長は、整備した施設のうち事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を分析し、利用促進の強化を図るものとする。また、計画達成が不十分な場合や事業目的からの逸脱等がある場合は、事業主体は利用改善のための措置をとらなければならない。  なお、目標値の達成状況が低調である場合とは、目標年度において、目標値の達成率が70パーセント未満となった場合とする。  　　(2)　（略）  　　(3)補助事業者及び県の経営管理指導  　　　　補助事業者及び県は、事業主体の長からの報告等により施設の利用状況及び収支状況を把握し、適切かつ具体的な経営指導及び助言等を行うものとする。  　　　①　補助事業者は、目標年度において目標値の達成率が70パーセント未満である場合には、中小企業診断士等による経営指導及び事業実施主体によるその要因の調査・分析、推進体制、施設の利用計画等の見直し等の目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、その結果について所長へ報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。  ②　補助事業者は、改善措置を実施した場合、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して３年間、別記第13号様式に加え別紙を作成のうえ、所長へ報告するものとする。  ③　補助事業者は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が 50パーセント未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続の検討を行うものとし、その結果を所長へ報告するものとする。  ④　知事は、前項の検討の結果、事業を継続する旨の報告を補助事業者から受けた場合には、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときは、補助事業者に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合、学識経験者等第三者の意見を聴取することができるものとする。  　　(4)　（略）  第７～第８　（略）  附　則  １　この要領は、令和５年４月18日から施行する。 | 高知県木材加工流通施設整備事業事務取扱要領  第１　（略）  第２　事業計画の作成  　１　（略）  ２　事業計画書  　(1) 事業計画書  　　　①～④　（略）  　　　（新設）  　(2)～(3)　（略）  　３～４　（略）  （新設）  第３～第５　（略）  第６　利用効果  　１　達成状況調査報告  　　　　補助事業者の長は、事業完了後において次により当該計画の達成状況を調査し、その結果を所長に報告するものとし、報告を受けた所長は、所定の様式により当該結果の分析・評価を行うとともに事業の課題及び今後の対応等を整理して、各調査年度の翌年度の９月末日までに知事に報告するものとする。  　　(1)　定期報告  補助事業者の長は、事業を実施した年度から目標年度（事業実施年度の翌年度から３年目）における計画の達成状況を調査し、各調査年度の翌年度の９月末日までに達成状況調査報告書（別記第12号様式）により、その結果を所長に報告するものとする。  （新設）  (2）　（略）  　２～３　（略）  　４　施設等の利用や経営の改善  　　（1)　事業主体の利用効果の達成  　　　　事業主体の長は、整備した施設のうち事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を分析し、利用促進の強化を図るものとする。また、計画達成が不十分な場合や事業目的からの逸脱等がある場合は、事業主体は利用改善のための措置をとらなければならない。  　　　（新設）  　　(2)　（略）  　　(3)補助事業者及び県の経営管理指導  補助事業者及び県は、事業主体の長からの報告等により施設の利用状況及び収支状況を把握し、適切かつ具体的な経営指導及び助言等を行うものとする。  （新設）  　　(4)　（略）  第７～第８　（略）  （新設） |